

答 申 書  
( 答 申 第 4 8 号 )  
平成 1 4 年 3 月 2 5 日

---

1 審査会の結論

住民監査請求に関し地方自治法に基づき実施した関係人調査について、個別の回答内容を非開示としたことは妥当であるが、関係人調査の対象となった法人又は団体の名称、住所及び電話番号並びに回答者が当該法人又は団体の代表者である場合の職及び氏名は開示すべきである。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
別紙のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、平成12年2月22日付け及び同年9月12日付けの道の農業土木工事に対する住民監査請求に係る北海道監査委員（以下「実施機関」という。）の14件の決定書、報告書等である。

そのうち、異議申立てに係るものは、「地方自治法第242条第3項の規定による監査に伴う調査について」と題する報告書（平成12年4月13日報告。以下「本件公文書」という。）である。その内容は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第8項の規定に基づき実施した関係人調査（以下「本件関係人調査」という。）について、対象となった関係人（以下「本件関係人」という。）からの回答を担当監査委員に報告したものであり、報告書の鑑、回答について設問ごとの支庁計等を記録した集計表、個別の回答内容を整理した一覧表、本件関係人から提出された個表等からなる。

個表は、実施機関の調査事項に対する回答で、実施機関が送付した調査票（様式）に回答内容を記録したものであり、回答内容に係る部分と住所、団体名等を記入する回答者署名欄からなる。

本件関係人によっては、個表のほかに任意の送付文にその他の文書を添えて提出しているものもある。その記載はおおむね、個表を送付する旨の文章、本件関係人の名称等回答者署名欄と重複する情報などであり、回答内容に触れているものや、個表を提出せずに回答内容を送付文に記載し、当該送付文のみを提出しているものなどもある。

なお、本件公文書のうち非開示とされた部分（以下「本件非開示部分」という。）は、個表や送付文の回答内容に係る部分、集計表の一部、一覧表など本件関係人の個別の回答内容が明らかになる部分（以下「本件回答内容」という。）と、個表の回答者署名欄など本件関係人の個別の回答内容が明らかにはならない部分（以下「回答者署名欄等」という。）に区分することができる。

イ 本件関係人調査は、上川支庁、網走支庁、日高支庁及び釧路支庁において平成11年2月23日から平成12年2月22日までに契約が締結された農業土木工事の指名競争入札のうち各支庁ごとに落札比率が高い上位25事業に係る落札者100社、これらの指名競争入札のうち各支庁ごとに落札比率が高い上位5事業に係る入札参加者（落札者を除く。）109社及び農業土木工事の入札参加者が主たる構成員となっている業界団体4団体を対象に、落札予定者名や予定価格の示唆の有無、示唆を行った者、時期及び方法などについて法第199条第8項に基づき調査を行ったものであり、回収率は、100パーセントであった。回答の中には、談合等の行為があったことを認める旨のものもあった。

ウ 本件公文書と同時に開示された公文書には、上川支庁、網走支庁、日高支庁及び釧路支庁で行った、実地監査の結果を報告したものがあがるが、当該文書には、当該支庁ごとに、実地監査の対象とした落札比率上位の各25事業を一覧表にしたもの（工事番号、事業名、契約日、予定価格、落札価格等が記録されている。以下「本件上位事業一覧表」という。）があり、その全部が開示されている。

エ 実施機関は、本件関係人調査や実地監査等を踏まえた監査結果を公表しているが、その概要は、監査の対象とした契約に係る入札のうち相当数について違法又は不当な行為として受注調整が行われた旨認定し、再発防止のために必要な措置を講ずるよう知事に勧告したものであるが、監査の対象としたすべての契約に係る入札について、受注調整が行われた旨の認定を行ったものではない。

(2) 本件諮問事案に係る審議について

実施機関は、本件報告書のうち、集計表の一部（個別の回答内容が明らかになる部分）、一覧表、個表及び送付文に、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）が記録されているとして一部開示決定処分を行っており、異議申立人がその取消しを求めていることから、本件非開示部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

なお、実施機関は、平成13年11月12日開催した北海道情報公開審査会で、本件非開示部分は、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当する旨の追加主張及び本件非開示部分に同項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）が記録されている部分がある旨の予備的主張を行っているので、順次、非開示情報の該当性について検討する。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件非開示部分が6号情報に該当する理由として、本件において開示を行った場合、関係人調査の内容が明らかとなり、本件関係人との信頼関係が損なわれることは明らかであること、また、監査委員に回答したことは後から開示さ

れるといった認識を与えることから、将来関係人となるべき者との信頼関係も損なわれ、又は将来関係人となるべき者との信頼関係を損なわないためには、関係人調査を実施する際に開示などにより公表する可能性がある旨をあらかじめ周知しなければならないものと考えられ、いずれにしても、今後、関係人調査において十分な回答を得ることができず、ひいては将来における監査事務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められる旨主張する。

ウ 監査委員の関係人に対する調査権については、法第199条第8項で定められているが、監査委員の調査を拒否した場合の罰則がなく、調査に強制力がないことから、実施機関が主張するような危険があることは否定できない。

本件非開示部分のうち、本件回答内容には、本件関係人の個別の回答内容が記録されているが、実施機関が関係人調査を実施する際に開示などにより公表する可能性を示唆していないこと、実施機関が過去に行った同種の関係人調査に係る公文書を開示していないということ、本件回答内容の中には、談合等の行為があったことを認めるものも含まれているが、これは本件回答内容が開示されないことを前提として本件関係人が任意に回答したものと考えられること、関係人調査は本件のような住民監査請求等について監査を行う上では極めて有効な方法と考えられ、関係人調査が行い得ないとされた場合には他にこれを補い得る有効な方法はないと考えられること、などを考慮すると本件回答内容を開示した場合、今後、実施機関が関係人調査を行う際に関係人から回答を拒否されるなど協力が得られず、関係人調査自体が実施できなくなり、他に有効な方法がないことなどから、将来の監査事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

したがって、本件非開示部分のうち本件回答内容は、6号情報に該当すると認められる。

エ 異議申立人は、実施機関と本件関係人との間には信頼関係など存在しないので本件非開示部分は6号情報に該当しない旨主張するが、6号情報には将来の同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるものも含むことから、異議申立人の主張は採用できない。

オ ところで、実施機関は、本件上位事業一覧表を開示しているが、この一覧表には、事業名・工事名、契約日、予定価格、落札価格、落札比率などが記録されている。事業名・工事名が明らかにされていることから、落札者及び入札参加者については、他の開示請求等によって得られる情報等と組み合わせることによって、これを特定することが可能である。業界団体については、4支庁から1団体ずつが対象とされているが、支庁名が明らかであること及び農業土木工事の入札参加者が主たる構成員となっていることから、これも特定し得るものと考えられる。したがって、回答者署名欄等に記録されている本件関係人の名称については、秘匿の利益が失われるものと認められ、6号情報には該当しないものと判断する。

また、回答者署名欄等のその余の部分は、回答者の所属・職・氏名（押印欄の印影を含む。）、住所（郵便番号を含む。）、電話番号であり、本件関係人の名称を特定するに足りる情報が含まれていることから、本件関係人の名称が6号情報に該当する場合にはこれらの情報も非開示とすることが妥当であるが、本件関係人の名称については6号情報には該当しないことから、これらの情報も秘匿する理由がな

くなるものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、本件関係人調査に係る事実を開示すれば、本件関係人が談合事件に係る住民監査請求の関係人調査の対象となったという事実が明らかとなり、これまでの報道や公正取引委員会が公表した事実などと相まって、本件関係人すべてがあたかも談合などの行為を行い、又は談合などの行為にかかわったかのような誤解を招くことは十分予想され、本件関係人の事業運営上の地位又は社会的な地位を不当に損なうものであるなど、本件非開示部分が2号情報に該当する旨主張する。

ウ 本件関係人である落札者及び入札参加者を組織形態別にみると、株式会社、有限会社、協同組合、協業組合及びこれらの共同企業体に区分され、いずれも（共同企業体については個別の企業が）法人格を有する。また、業界団体4団体は、法人格のない社団であるが、条例第10条第1項第2号に規定する法人等に該当するものである。

エ 確かに、本件関係人調査に係る事実を開示すれば、談合事件に係る住民監査請求の関係人調査の対象となったという事実が、これまでの報道や公正取引委員会が公表した事実などと相まって、本件関係人すべてがあたかも談合等の行為を行い、又は談合等の行為にかかわったかのような誤解を招くおそれがあることは、否定できない。

オ しかしながら、本件関係人調査に係る事実のうち、本件回答内容については、(3)のウで述べたとおり非開示とすることが妥当とされることにより、仮に実施機関が追加主張する2号情報の該当性を否定したとしても開示されるのは、回答者署名欄等（後述(5)のエで非開示が妥当と判断する部分を除く。）のみとなり、回答者署名欄等は、(3)のオで述べたとおり秘匿の利益がないものと考えられ、また、監査結果では、監査の対象としたすべての契約に係る入札についてまで、受注調整が行われた旨の認定を行ったものではないことから、回答者署名欄等に記録された情報を開示しても本件関係人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれるとまでは認められないものと判断する。

(5) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨定めている。

イ 実施機関は、予備的な主張として回答者署名欄のうち所属・職・氏名欄に記録された事項（印影を含む。）及び本件回答内容に個人の職・氏名を記録した部分があり、1号情報に該当する旨主張する。

ウ 本件回答内容については、(3)のウで述べたとおり、6号情報に該当することが認められ、そこに記録されている個人の職及び氏名も含めて非開示が妥当とされることから、回答者署名欄等について判断する。

エ 所属・職・氏名(印影を含む。)については、開示すると当該個人の勤務先が明らかとなり、そのことは社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常であると認められる情報と解されることから、1号情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

ただし、回答者が、本件関係人である法人又は団体の代表者である場合は、対外的に当該法人又は団体の名称とともに、代表者の職及び氏名を表示して意思表示をすることが通常であり、本件関係人の名称は開示することが妥当とされることから、これらについては秘匿の利益がなく、開示することが妥当である。

以上のことから結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成13年8月9日	<p>諮問書の受理            実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 異議申立ての概要、 理由説明書、 公文書一部開示決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 対象公文書の写し）の提出</p>
平成13年9月28日 （審査会第二部会）	<p>実施機関から本件処分の理由等を聴取            実施機関から資料（ 地方自治法第242条第1項（住民監査請求の根拠規定）、 全国都市監査委員会編「監査手帳」（抜すい）（住民監査請求の事務処理手続の流れ）、 平成12年4月28日付け北海道公報（本件住民監査請求に係る監査の結果）、 地方自治法第199条第8項・長野士郎著「逐条地方自治法」（抜すい）（関係人調査の根拠規定））の提出            審議</p>
平成13年11月12日 （審査会第二部会）	<p>実施機関から本件処分理由の追加主張がなされた。            実施機関から資料（「関係人調査の回答内容の取扱いについて」と題する書面）の提出            審議</p>
平成13年12月3日 （審査会第二部会）	<p>実施機関から資料（「関係人調査（道職員等に係るものを除く。）の状況」と題する書面）の提出            審議</p>
平成14年1月9日 （審査会第二部会）	<p>審議</p>
平成14年2月18日 （審査会第二部会）	<p>審議</p>
平成14年3月20日 （第45回審査会）	<p>答申案審議</p>
平成14年3月25日	<p>答申</p>

## 別 紙

### 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

#### 1 異議申立ての経過等

- (1) 平成13年 5月 7日 本件開示請求
- (2) 平成13年 5月18日 本件開示請求に対する公文書一部開示決定
- (4) 平成13年 7月23日 本件異議申立て

#### 2 異議申立人の主張の要旨

##### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

##### (2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 実施機関の主張する非開示理由は、「関係人調査の内容を開示すると、関係人との信頼関係を損なうことになり、将来の監査業務の公正又は円滑な業務を著しく困難にすると認められるため」というものであるが、そもそも、監査委員とこれら入札関係者との間にはもともと信頼関係など存在しない。

イ 各支庁における落札比率の上位25工事にランキングされている事業は、原決定によって開示された文書からも特定されているのであり、その落札業者、入札参加者、これらが参加する業界団体名をあえて非開示とする理由は存しない。

ウ とりわけ、監査委員からの照会に対し、上川支庁における入札関係人は、「公取委が調査中のため回答できない」と、事実上回答を拒否してきた者がほとんどであるのみならず、当の公正取引委員会が平成12年5月15日付で、同支庁の発注する農業土木工事に関して建設業者203名が談合を行っており、北海道農政部や上川支庁、旭川農業土木協会らがその談合に深く関与していたと認定し、勧告や要請を行っているのであり、しかも、同勧告書においては203社の名称が全て明らかにされたのであるから少なくとも、これらの関係者については、会社名・団体名まで非開示とする理由は全くないといわざるを得ない。

#### 3 実施機関の説明の要旨

##### (1) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの」を非開示情報として定めている。

イ このうち、「当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる」場合とは、その情報を開示することにより、現在行われつつある事務若しくは事業又は行われようとしてい

る事務若しくは事業の公正又は円滑な実施に重大な支障を及ぼす場合はもとより、開示することにより反復又は継続して行われる各種の事務若しくは事業の将来における公正又は円滑な実施を著しく困難にすることが客観的に判断できる場合をいうものとされている。

ウ また、審査会は、平成10年9月30日付け答申第5号（住民監査請求に関して監査対象部局が作成した調査事項に対する回答の決定書、監査委員からの事情聴取に関する報告書等の一部開示決定処分についての答申）において、「監査委員の関係人に対する調査権については、地自法第199条第8項において定められているが、監査委員の調査を拒否した場合における罰則がなく、調査に強制力がないことから、実施機関が主張するような抽象的な危険があることは否定できない。しかしながら、関係人が道職員である場合には、これまで監査委員の調査に対して協力を拒まれたという事実は認められず、また、罰則の有無にかかわらず監査委員の調査に協力することが当然とも考えられる。本件調査回答文書及び本件事情聴取文書については、記録されている関係人がすべて道職員であり、実施機関の提出資料をもってしては、これを開示することにより、今後関係人からの協力が拒まれ、監査事務の円滑な実施を著しく困難にするとはいえない」と述べられており、当監査委員としては、関係人が道職員である場合には関係の文書を開示しているところであるが、関係人が道職員以外の者である場合には、将来における監査事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にするものとして、関係の書類を非開示とする扱いをしているところである。

エ 具体的には、監査委員には、監査に必要な場合、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、又は関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求める権限が与えられている（法第199条第8項）が、これらは強制力を伴うものではなく、また、これら以外に道職員以外の者に対する調査の権限を有していないことから、調査を拒否されれば道職員以外の者に対して監査委員は何ら講ずるべき手段を持たないことになるため、道職員以外の者に対する関係人調査に当たっては、関係人や将来関係人となるべき者との信頼関係が損なわれることのないよう、最大限の配慮が求められる。

オ 本件において開示を行った場合、関係人調査を実施する際に開示などにより公表する可能性を一切示唆していないことやこれまで関係人調査に係る文書を一切開示していないといった経緯に鑑みれば、本件関係人との信頼関係が損なわれることは明らかである。また、そのことのみならず、監査委員に回答したことは後から開示されるといった認識を与えることになるから、将来関係人となるべき者との信頼関係も損なわれ、又は将来関係人となるべき者との信頼関係を損なわないためには、関係人調査を実施する際に開示などにより公表する可能性がある旨をあらかじめ周知しなければならないものと考えられ、いずれにしても、今後、関係人調査において十分な回答を得ることができず、ひいては将来における監査業務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められる。

カ 特に、本件は、いわゆる「談合」に係る住民監査請求であり、談合等の事実の確認には入札参加者に対する関係人調査が不可欠であるが、現状においても必ずしも十分な回答を得ている状況にはなく、今後、開示するようなことになれば、関係人が

らの回答はまったく期待できず、このような談合等に係る住民監査請求については事実上監査を実施できない状況に追い込まれる事態も想定される。

キ さらに、審査会は、平成11年6月7日付け答申第13号（確認監査における個別調書等の非開示決定処分についての答申）において、確認監査における個別調書について、「監査委員の説明によれば、本件確認監査は、経費の執行に係る不正、非違を発見し、摘発するために行ったものであることからすれば、本件公文書に記録されている関係者があたかも不正経理の関係者であったかのごとく疑いをかけられ、いわれのない非難や追及を受けるなどの事態が生じることは十分に考えられる。

（中略）当該公文書の開示により監査結果を巡る混乱が生じたり、調査の対象とされた事案に係る関係者が不当な不利益を被るという事態が生ずることを懸念して、監査委員が調査の方法や調査対象の選定等に著しい制約を受けることを余儀なくされるものと考えられ、ひいては、このような制約を受けることによって不正行為を発見し、摘発するというそもそもの監査の目的を達成できなくなるものと考えられる」と述べられており、確認監査と住民監査請求における監査という違いはあるものの、「不正、非違を発見し、摘発するために行ったもの」という目的はほぼ共通しており、住民監査請求における監査においても、関係人調査の対象者があたかも違法又は不当な行為の関係者であったかのごとく疑いをかけられ、いわれのない非難や追及を受けるなどの事態が生じることは十分に考えられるのである。

ク これを本件についてみると、当監査委員は、監査の対象とした契約に係る入札のうち相当数については違法又は不当な行為として受注調整が行われた旨の認定を行い、知事に勧告を行ったところであるが、監査の対象としたすべての契約に係る入札について違法又は不当な行為として受注調整が行われた旨の認定を行ったものではないことから、関係人調査の対象となった入札参加者の中には必ずしも勧告の対象となった受注調整に関わっていない者もいるものと考えられるのである。したがって、開示をすることにより、そのような者が、何ら違法又は不当な行為を行っていないにもかかわらず、あたかも談合を行ったかのごとく疑いをかけられ、いわれのない非難や追及を受けるなどの事態が生ずることは十分に予想されるのであるから、このような一部の関係人の不当な不利益を回避するためには、関係人調査の方法や調査対象の選定に著しい制約を受けることを余儀なくされ、ひいては、この点においても将来における監査業務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められる。

ケ 本件においては、このようなことから、条例第10条第1項第6号に該当するものと判断し、関係人調査に係る個別の回答書及び集計表のうち回答内容を一覧表として整理している部分など各関係人の回答内容が明らかとなり、又は推測される部分を非開示としたものである。

## (2) 追加主張としての2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの」を非開示情報として定めている。

イ 本件住民監査請求の監査結果は、包括的に、相当数の契約について受注調整が行われたものと認定したものであり、個別具体的に、個々の契約について受注調整の事実を認定したのではない。そのような状況にもかかわらず、本件関係人調査に係る事実を開示すれば、談合事件に係る住民監査請求の関係人調査の対象となったという事実が、これまでの報道や公正取引委員会が公表した事実などと相俟って、関係人すべてがあたかも談合などの行為を行い、又は談合などの行為に関わったかのような誤解を招くことは十分予想されるところである。

もちろん、関係人の中には、実際に談合などの行為に関わった者がいることを否定するものではないが、談合などの行為に関わらなかった者もいるものと考えられるから、本件関係人調査に係る事実の開示をすることは、当該談合などの行為に関わらなかった関係人の事業運営上の地位又は社会的な地位を不当に損なうものである。

ウ また、関係人調査は、監査対象とした910件の契約(監査対象部局である14支庁分の契約)のうち100件の契約(上川支庁など4支庁分の契約のうち、それぞれの支庁ごとに落札比率が高い上位25件の契約)を抽出したものであることから、開示することにより、この100件の契約に係る関係人の一部については、先に述べた誤解を招き、事業運営上の地位又は社会的な地位を不当に損なわれることになるが、それ以外の810件の契約に係る入札参加者については、仮に談合等の行為に関わっていたとしても、なんら事業運営上の地位又は社会的な地位を損なわれることがないという著しい不均衡が生ずるといった問題もある。

エ さらに、上川支庁に限れば、公正取引委員会が独占禁止法違反の事実があった旨及びその業者名を公表しているところであるが、公正取引委員会の公表では、個々の業者が公正取引委員会の審査に対してどのような回答をしたかなどの個別の事情は明らかとなっていない。また、関係人調査の回答内容は、当該関係人にとっては監査委員の求めに応じて回答したものであり、そもそも当該関係人としては公表することを予定していない内部の情報なのであることから、そのような情報を開示することは、当該関係人の事業運営上の地位又は社会的な地位を不当に損なうものである。

### (3) 予備的主張としての1号情報の該当性について

条例第10条第1項第1号は、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」を非開示情報として定めているところであるが、関係人調査の調査票の回答者署名欄のうち所属・職・氏名欄に記録された事項(印影を含む。)及び同調査票の回答のうち個人の職・氏名を記録した部分はこの非開示情報に該当する。

### (4) 異議申立理由に対する反論

ア 異議申立人は、「そもそも、監査委員とこれら入札関係者との間にはもともと信頼関係など存在しない」と主張している。

確かに、不正行為を摘発する側と摘発を受ける側といった単純な図式でとらえれば、一見、信頼関係は存在しないかのように思えるが、当監査委員がいうところの

信頼関係とは、たとえ当該関係人が摘発を受ける立場の者であるとしても、(1)の工において述べたとおり、何ら強制力を持たない、任意の関係人調査における情報の提供者としての関係人との信頼関係であり、また、(1)のオにおいて述べたとおり、関係人調査を実施する際に開示などにより公表する可能性を一切示唆していないことやこれまで関係人調査に係る文書を一切開示していないといった状況において存在している信頼関係である。さらに、当該事案における関係人のみならず、将来関係人となるべき者との信頼関係をも視野に入れていることは、(1)の工及びオで述べたとおりである。このような観点からは、異議申立人がいう「もともと信頼関係など存在しない」という主張は、本件は不正行為を摘発する側と摘発を受ける側といった関係にあったという一側面を単に主張しているにすぎないのであって、開示をすべきかどうか、将来における監査業務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするかどうか、といった観点からは何ら意味をもたない。

また、(1)のクで述べたとおり、本件の関係人調査の対象となった入札参加者の中には、必ずしも勧告の対象となった受注調整に関わっていない者もいるものと考えられるのであるから、そうであれば、そのような者はそもそも摘発を受ける側に立つべきではなかったのであり、少なくともそのような者については、「もともと信頼関係など存在しない」ということはできない。

イ 異議申立人は、「各支庁における落札比率の上位25工事にランキングされている事業は、原決定によって開示された文書からも特定されているのであり、その落札者、入札参加者、これらが参加する業界団体名をあえて非開示とする理由は存しない」と主張している。

確かに、各支庁における落札比率上位の各25事業は原決定によって開示された文書から確認できるのであるが、当該文書には事業名、契約日、予定価格、落札額等が記録されているのみであって、落札者名、入札参加者名及び関係の業界団体名は記録されていない。したがって、当該文書の事業名等から、落札者名、入札参加者名及び関係の業界団体名が容易に明らかになるのであればともかく、容易には明らかにならないものと考えられる以上、「あえて非開示とする理由は存しない」ということはできない。

また、当該文書に記録された事業名等の情報と他に開示請求を行うことなどによって得られる情報を組み合わせることにより、落札者名、入札参加者名及び関係の業界団体名が明らかになる可能性は否定できないが、(1)の工で述べたとおり、道職員以外の者に対する関係人調査に当たっては、関係人や将来関係人となるべき者との信頼関係が損なわれることのないよう、最大限の配慮が求められるのであって、そのような可能性が否定できないからといって、直ちに、「あえて非開示とする理由は存しない」ということはできない。

なお、落札者名、入札参加者名及び関係の業界団体名のみを開示する場合であっても、将来における監査業務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められることは、(1)の工からクで述べたところと変わりはない。

ウ 異議申立人は、「とりわけ監査委員からの照会に対し、上川支庁における入札関係人は(中略)「公取委が調査中のため回答できない」と、事実上回答を拒否してきた者がほとんどであるのみならず、当の公正取引委員会が平成12年5月15日付で、

同支庁の発注する農業土木工事に関して建設業者203名が談合を行っており、北海道農政部や上川支庁、旭川農業土木協会らがその談合に深く関与していたと認定し、勧告や要請を行っているものであり、しかも、同勧告書においては203社の名称がすべて明らかにされたのであるから、少なくともこれらの関係者については、会社名・団体名まで非開示とする理由はまったくないと言わざるを得ない」と主張している。

そもそも、公正取引委員会が勧告書において203名の名称をすべて明らかにしていることと本件の関連が明らかではないが、仮に、上川支庁に係る分に限って、落札者名、入札参加者名及び関係の業界団体名のみを開示する場合であっても、将来における監査業務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするものと認められることは、先に(1)の工からクまでに述べたところと変わりはない。

以上のとおり、異議申立人の主張には理由がないものである。